

附属書Ⅰ：共通仕様書

（目的）

第1条 この共通仕様書は、独立行政法人国際協力機構が委託して実施する草の根技術協力事業に係る委託業務の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

（契約書附属書の解釈）

第2条 附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

（用語の定義）

第3条 業務委託契約約款第4条に規定する指示、承諾、協議、確認及び立会とは、次の定義による。

- （1）指示 監督職員が受託者又は受託者のプロジェクトマネージャーに対し、監督職員の所掌権限に関する方針、基準、計画等（以下「所掌権限事項」という。）を示し、実施させることをいう。
- （2）承諾 受託者又は受託者のプロジェクトマネージャーが監督職員に対し、監督職員の所掌権限事項を報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
- （3）協議 監督職員の所掌権限事項について、監督職員とプロジェクトマネージャーが対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- （4）確認 監督職員が、受託者の裁量に属する事項について、その方向性を確かめること、又は委託者の判断を支援するため委託者の権限に属する事項についてあらかじめ確かめることをいう。
- （5）立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、本契約に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

（物品・機材の管理）

第4条 本業務実施のために本邦又は第三国で調達して業務地に持ち込む受託者管理の物品・機材について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）及び外国為替令（昭和55年政令第260号）その他輸出関連法令に則して、受託者が必要な手続きを行うものとする。

- 2 受託者は、本業務実施のために調達された物品・機材を適切に管理するものとし、本契約に基づき調達される物品・機材のうち、1件20万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの又は業務上必要と判断された場合に調達された1件5万円以上20万円未満のパソコン（ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン）及び携帯電話（スマートフォンを含む。）については、その管理状況を貸与物品リストに記録するものとする。

（本業務によって取得した財産の取扱い）

第5条 本業務の実施に当たって、受託者が直接又は地域住民の活動組織若しくは地域社会の行政組織等を通じて第三者に物品・機材を供与又は貸与することにより、当該組織等が物品を販売又は賃貸して得た財産を当該活動の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供させてはならない。

（受託者の広報活動）

第6条 受託者は、草の根技術協力事業の趣旨を踏まえ、日本国内における国際協力への理解促進及び業務地における事業効果の波及を目的として、広く広報に努めることとする。

2 前項の広報活動については、受託者が有するウェブサイトやニュースレター、SNS等の媒体や受託者が実施している定期報告会等を通じて、実施する。

（提出書類）

第7条 本業務の進捗状況等を確認するため、受託者は、「月報」を作成し、委託者に提出することとする。

（業務関連ガイドライン）

第8条 本業務の実施及び経理の処理に当たっては、受託者は以下の各号に示す委託者のガイドラインに準拠するものとする。

- （1）草の根技術協力事業に係る業務ガイドライン
- （2）草の根技術協力事業に係る契約管理ガイドライン
- （3）草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン

（安全対策）

第9条 海外での業務の安全確保を目的として、受託者は、以下の安全対策を講じるものとする。

- （1）業務従事者を業務目的で業務地に渡航させる場合には、業務従事者に対して、治療・救援費用が5,000万円以上補償される海外旅行保険を付保する。
- （2）業務従事者のうち、3ヵ月以上業務地に滞在する者には、在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- （3）渡航前及び渡航中において、業務従事者に対し「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する。
- （4）現地への渡航に先立ち、委託者が委託者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修」）上で提供する安全対策研修の受講を業務従事者に徹底する。
- （5）現地への渡航に先立ち委託者が提供するJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、委託者より、同措置の改定の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改定後の同措置の遵守を徹底する。

2 前項の第2号の規定は、日本国籍を持たない業務従事者には適用しない。

（事業関係者への保険付保）

第10条 受託者は、本契約において相手国又は第三国の事業関係者（業務従事者等を除く。）を業務目的で本邦又は第三国に渡航させる場合には、当該渡航者の渡航期間中の事故等を保証するための保険を付保しなければならない。

- 2 委託者が上記保険の付保内容について報告を求めた場合、受託者は速やかにこれを委託者に提示しなければならない。